

国土交通省が実施した政策評価についての個別審査結果

1 審査の対象

「政策評価に関する基本方針」（平成 13 年 12 月 28 日閣議決定、平成 17 年 12 月 16 日改定。以下「基本方針」という。）では、政策評価の円滑かつ着実な実施のため、総務省は「各行政機関が実施した政策評価について、その実施手続等の評価の実施形式において確保されるべき客観性・厳格性の達成水準等に関する審査」等に重点的かつ計画的に取り組むこととされている。

今回審査の対象とした政策評価は、次のとおりである。

- ア 「平成 17 年度政策チェックアップ結果評価書」（平成 18 年 8 月 4 日付け国政評第 14 号）における実績評価方式による 27 件（143 業績指標）の政策評価
- イ 「平成 19 年度予算概算要求等に係る事前評価書（政策アセスメント）」（平成 18 年 8 月 30 日付け国政評第 15 号）における事業評価方式による 40 件の政策評価（事前）

2 実績評価方式による政策評価についての審査

（1）審査の考え方と点検の項目

（目標の設定状況）

実績評価方式は、あらかじめ政策効果に着目した達成すべき目標を設定し、これに対する実績を測定して目標の達成度合いについて評価する方式であるので、当該目標に関して達成すべき水準を明確にする必要がある。

この審査において点検を行っているのは、次の項目である（注 1、2）。

○ 目標に関し達成すべき水準が数値化されているなど具体的に特定されているかどうか。

（注 1）目標に関し達成すべき水準が数値化されていないものの中には、目標値の設定が容易ではないものもあり得るが、その点について精査を行ったものではない。

（注 2）達成すべき目標は行政活動の一定のまとまりを対象として設定されるものであり、様々な要素を包含することとなる。このため、その具体的な達成水準を一義的に示すことは一般的に困難であり、その場合、関連した測定可能な指標を用いて、それぞれの指標ごとに達成水準を示す具体的な目標を設定し、その実績の測定をもって、達成すべき目標の達成水準の測定に代えることが必要となる。そのような措置を講じている府省の審査においては、達成すべき目標と測定可能な指標との構造を明らかにした上で審査を行うものとする。

（2）審査の結果

「平成 17 年度政策チェックアップ結果評価書」における実績評価方式による 27 件（143 業績指標）の政策評価についての審査の結果（事実確認の整理結果）は、以下のとおりである。

政策評価審査表（実績評価関係）

政策番号	政 策	目標に関し達成しようとする水準が数値化等により特定されている政策の有無							
		達成すべき目標 （「達成目標」）	目標分類	指標数	測定指標	指標分類	目標値	指標の目標値等の設定の有無	
○ 暮らし									
1	居住水準の向上	○	政策目標 1 居住水準の向上 多様なライフスタイル、ライフステージに対応した、ゆとりある快適な住まいを様々な選択肢から選べる こと	C					
		○	(1) 良質な住宅取得と賃貸住宅の供給を促進する		1	誘導居住水準達成率（％）	CM	53% (H17年度)	○
2	バリアフリー社会の実現	○	政策目標 2 バリアフリー社会の実現 すべての人々、特に高齢者や障害者等にとって、生活空間が移動しやすく、暮らしやすい状態にあること	C					
		○	(1) 住宅をバリアフリー化する		1	1日当たりの平均利用者数が5,000人以上の旅客施設、その周辺等の主な道路、不特定多数の者等が利用する一定の建築物及び住宅のバリアフリー化の割合 （全住宅ストックのうち、「手すりの配置」、「広い廊下幅の確保」、「段差の解消」がなされた住宅ストックの割合）（％）	CM	約1割 (H19年度)	○
		○	(2) 不特定多数の者が利用する建築物をバリアフリー化する	1	1日当たりの平均利用者数が5,000人以上の旅客施設、その周辺等の主な道路、不特定多数の者等が利用する一定の建築物及び住宅のバリアフリー化の割合 （床面積2,000平方メートル以上の特別特定建築物の総ストック数のうち、ハートビル法に基づく利用円滑化基準を満たすものの割合）	CM	約4割 (H19年度)	○	
		1		不特定多数の者等が利用する一定の建築物（新築）のうち誘導的なバリアフリー化の基準に適合する割合 （床面積2,000平方メートル以上の特別特定建築物の総ストック数のうち、ハートビル法に基づく利用円滑化基準を満たすものの割合）	CM	30% (H20年度)	○		
		○	(3) 移動空間をバリアフリー化する	1	1日当たりの平均利用者数が5,000人以上の旅客施設、その周辺等の主な道路、不特定多数の者等が利用する一定の建築物及び住宅のバリアフリー化の割合 （1日あたりの平均利用者数が5千人以上の旅客施設周辺等における主な道路のうちバリアフリー化された道路の割合）（％）	CM	約5割 (H19)	○	
		○		1	1日当たりの平均利用者数が5,000人以上の旅客施設、その周辺等の主な道路、不特定多数の者等が利用する一定の建築物及び住宅のバリアフリー化の割合 （1日あたりの平均的な利用者数が5,000人以上である旅客施設のうち、交通バリアフリー法に基づく異動円滑化基準第4条（エレベーター、スロープ等の設置による段差の解消）を満たしたものの割合）（％）	CM	7割強 (H19)	○	
		○		1	1日当たりの平均利用者数が5,000人以上の旅客施設、その周辺等の主な道路、不特定多数の者等が利用する一定の建築物及び住宅のバリアフリー化の割合 （1日あたりの平均的な利用者数が5,000人以上である旅客施設のうち、交通バリアフリー法に基づく異動円滑化基準第4条（視覚障害者誘導用ブロックの設置）を満たしたものの割合）（％）	CM	8割強 (H19)	○	
		○		1	低床バス車両・ノンステップバス車両の導入割合及び福祉タクシーの導入数 低床バス（％）	CM	30% (H17)	○	
		○	1	低床バス車両・ノンステップバス車両の導入割合及び福祉タクシーの導入数 ノンステップバス（％）	CM	10% (H17)	○		

政策 番号	政 策	目標に関し達成しようとする水準が数値化等により特定されている政策の有無							
			達成すべき目標 （「達成目標」）	目標分類	指標数	測定指標	指標 分類	目標値	指標の目 標値等の 設定の有 無
		○			1	低床バス車両・ノンステップバス車両の導入割合及び福祉タクシーの導入数 福祉タクシー（台）	C M	10,000台 (H17)	○
		○			1	バリアフリー化された鉄軌道車両、旅客船、航空機の割合（%） 鉄軌道車両	C M	20% (H17)	○
		○			1	バリアフリー化された鉄軌道車両、旅客船、航空機の割合（%） 旅客船	C M	25% (H17)	○
		○			1	バリアフリー化された鉄軌道車両、旅客船、航空機の割合（%） 航空機	C M	35% (H17)	○
3	子育てしやすい社会の実現	○	政策目標3 子育てしやすい社会の実現 生活空間が、子供が健やかに成長できる状態にあること	C					
		○	(1) 良質なファミリー向け住宅の供給を促進する		1	3人以上世帯の誘導居住水準達成率（%）	C M	43% (H17年度)	○
		○	(2) 水辺における児童の自然体験を支援する		1	自然体験活動拠点数（箇所）	P	420箇所 (H18)	○
		○	(3) 都市住民が身近に使える公園を確保する		1	歩いていける範囲の都市公園の整備率（%）	P	66% (H19年度)	○
4	住環境、都市生活の質の向上	○	政策目標4 住環境、都市生活の質の向上 住みやすい環境、便利で利用しやすい機能を備えた快適で魅力あるまちの中で、安全でゆとりある、質の高い生活を送ることができること	C					
		○	(1) 職住近接の住宅市街地を形成する		1	都心部における住宅供給戸数（平成8年度からの累積値）（万戸）	C M	100万戸 (H17年度)	○
		○	(2) ゆとりある住環境に必要な都市公園等を確保する		1	1人あたり都市公園等面積（㎡/人）	P	9.3㎡/人 (H19年度)	○
		○	(3) 下水道等の污水处理施設を普及させる		1	污水处理人口普及率（%）	C M	86% (H19年度)	○
					1	下水道処理人口普及率（%）	C M	72% (H19年度)	○
		○	(4) 都市部における良好な水辺空間を形成する		1	都市空間形成河川整備率（%）	P	40% (H18)	○
		○	(5) 良好な宅地供給を促進する		1	良好な環境を備えた宅地整備率（%）	C M	46% (H17年度)	○
		○	(6) 電線類を地中化する		1	市街地の幹線道路の無電柱化率（%）	C M	15% (H19年度)	○
		○	(7) 中心市街地を再生する		1	中心市街地人口比率の減少率	C M	前年度比0.5%減 (H21年度)	○
5	アメニティ豊かな生活環境の形成	○	政策目標5 アメニティ豊かな生活環境の形成 水と緑豊かで、美しい景観を有する生活環境の中で暮らせること	C					
		○	(1) 海岸における親水空間等を形成する		1	人々が海岸に親しむことができる海岸の延長（km）	P	約6,800km (H19年度)	○
		○	(2) 公共空間における緑化等を推進する		1	都市域における水と緑の公的空間確保量（%）	C M	1割増 (13㎡/人(H19年度))	○
6	良質で安定した水の確保	○	政策目標6 良質で安定した水の確保 きれいな水、おいしい水を豊かに確保できること	C					
		○	(1) 河川の正常な流量を確保する		1	河川の流量不足解消指数（%）	P	61% (H18)	○

政策 番号	政 策	目標に関し達成しようとする水準が数値化等により特定されている政策の有無							
			達成すべき目標 （「達成目標」）	目標分類	指標数	測定指標	指標 分類	目 標 値	指標の目 標値等の 設定の有 無
		○	(2) 水道水源域の水質を改善する		1	水道水源域における下水道処理人口普及率 （％）	C M	60% (H18年度)	○
		○	(3) 河川の水質を改善する		1	河川における汚濁負荷削減率（％）	C M	78% (H19)	○
○ 安全									
7	水害等による被害の軽減	○	政策目標 7 水害等による被害の軽減 水害、土砂災害、津波、高潮、雪害、火山噴火等の災害に対する備えが充実し、また災害発生後の適切な対応が確保されることで、これらの災害による生命・財産・生活に係る被害の軽減が図られること	C					
		○	(1) 水害による被害を軽減するため、施設整備を行う		1	洪水による氾濫から守られる区域の割合（％）	C M	約62% (H19年度)	○
					1	床上浸水を緊急に解消すべき戸数（万戸）	C M	約6万戸	○
					1	流下能力不足橋梁数（橋）	P	3,500 (H18年度)	○
					1	下水道による都市浸水対策達成率（％）	C M	54% (H19年度)	○
		○	(2) 都市部における良好な水辺空間を形成する		1	ハザードマップ認知率（％） 洪水	C M	70% (H18)	○
					1	ハザードマップ認知率（％） 火山	C M	76% (H18)	○
		○	(3) 台風時の被害を軽減するため、気象情報を充実する		1	台風中心位置予報の精度（72時間先の台風中心位置の予報誤差）（km）	P	360km (H17年度)	○
		○	(4) 土砂災害による被害を軽減するため、施設整備を行う		1	土砂災害から保全される戸数（万戸）	C M	約140万戸 (H19)	○
					1	土砂災害から保全される災害時要援護者関連施設数（施設）	C M	約4,100施設 (H19)	○
		○	(5) 津波・高潮等の災害による被害を軽減するため、施設整備を行う		1	津波・高潮による災害からの一定の水準の安全性が確保されていない地域の面積（万ha）	C M	約10万ha (H19年度)	○
8	地震・火災による被害の軽減	○	政策目標 8 地震・火災による被害の軽減 地震や火災に対する備えが充実し、また災害発生後の適切な対応が確保されることで、これらの災害による生命・財産・生活に係る被害の軽減が図られること。	C					
		○	(1) 災害時の緊急支援ルートを確保する		1	災害時に広域的な救援ルートが確保されている都市の割合（％）	C M	76% (H19年度)	○
		○	(2) 震災時の水害による被害を軽減するための施設整備を行う		1	地震時に防護施設の崩壊による水害が発生する恐れのある地域の解消（ha）	C M	約10,000ha (H19年度)	○
		○	(3) 多数の者が利用する建築物を耐震化する		1	多数の者が利用する一定の建築物及び住宅の耐震化率 （新耐震基準以前に建築された特定建築物のうち、耐震診断の結果、改修が不要と判定されたもの、耐震改修を実施したもの及び建替・除去を行ったものの割合）（％）	C M	約2割 (H19年度)	○
		○	(4) 住宅を耐震化する		1	多数の者が利用する一定の建築物及び住宅の耐震化率 （住宅総数のうち、耐震性を有するものの割合）（％）	C M	約65% (H19年度)	○
		○	(5) 震災時の避難地を確保する		1	一定水準の防災機能を備えるオープンスペースが一箇所以上確保された大都市の割合（％）	C M	約25% (H19年度)	○
		○	(6) 震災時の緊急物資の供給を確保する		1	港湾による緊急物資供給可能人口（万人）	C M	約2,600万人 (H19年度)	○
		○	(7) 密集市街地を改善する		1	地震時等において大規模な火災の可能性がある重点的に改善すべき密集市街地（約8,000ヘクタール）のうち最低限の安全性が確保される市街地の割合（％）	C M	約3割 (H19年度)	○

政策 番号	政 策	目標に関し達成しようとする水準が数値化等により特定されている政策の有無						
		達成すべき目標 （「達成目標」）	目標分類	指標数	測定指標	指標 分類	目 標 値	指標の目 標値等の 設定の有 無
9	交通安全の確保	○	政策目標9 交通安全の確保 陸・海・空の交通に関する安全を 確保するため、事故やテロ等の未然 防止と被害軽減が図られること	C				
		○	(1) 海上における死亡・行方不明者を減少 させる	1	海難及び船舶からの海中転落による死亡・ 行方不明者数（人）	CM	200人以下 (H17年)	○
		○	(2) 船舶の交通安全を確保する	1	ふくそう海域における航路を閉塞するよう な大規模海難の発生数（件）	CM	0件 (H17年度以降毎年 度)	○
		○	(3) ハイジャック・航空機テロの発生を防 止する	1	航空機に対するハイジャック・テロの発生 件数（件）	CM	0件 (H16年度以降毎年 度)	○
		○	(4) 航空事故を減らす	1	国内航空における航空事故発生件数（5年 間の平均）（件/年）	CM	16.6件/年 (H15-19年)	○
		○	(5) 道路交通事故を抑止する	1	道路交通における死傷事故率（件/億台キ ロ）	CM	約108件/億台キロ (H19年）（118を約1 割削減）	○
				1	あんしん歩行エリア内の全死傷事故及び歩 行者・自転車死傷事故の抑止率	CM	約2割 (H19年)	○
				1	あんしん歩行エリア内の全死傷事故及び歩 行者・自転車死傷事故の抑止率	CM	約3割 (H19年)	○
				1	事故危険箇所対策実施箇所の死傷事故の抑 止率	CM	約3割 (H19年)	○
		○	(6) 自動車の安全性を高める	1	車両対車両衝突事故における死亡事故率 （正面衝突）（％）	CM	3.2%	○
		○	(7) 事業用自動車の安全運行を確保する	1	事業用自動車の運行管理に起因する事故割 合（％）	CM	50% (H17年)	○
		○	(8) 鉄道の安全を確保する	1	遮断機のない踏切道数（箇所）	CM	4,800箇所 (H17年度)	○
				1	急曲線における速度超過防止用ATS等の 設置率（緊急整備計画に基づくもの） （％）	CM	100% (H21年度)	○
				1	地方中小鉄道におけるATS設置率（誤出 発防止機能を有するもの）（％）	CM	100% (H18年度)	○
1	地下鉄道の火災対策基準を満たす地下駅の 割合			CM	100% (H20年度)	○		
○	(9) 船舶の安全航行を確保するため放置艇 を減らす	1	港湾におけるプレジャーボートの適正な係 留・保管率（％）	CM	55% (H18年度)	○		
○	(10) 港湾において不正侵入を防止する	1	重要港湾において不正侵入を防止する設備 を完備している外航船用の公共港湾施設の 割合（％）	P	100% (H17年度)	○		
○	(11) 道路構造物を適切に維持管理する	1	道路構造物保全率（％） 橋梁	CM	93% (H19年度)	○		
		1	道路構造物保全率（％） 舗装	CM	91% (H19年度)	○		
10	海上における治 安の確保	○	政策目標10 海上における治安の確保 海上における犯罪の危害から、生 命、財産の安全の確保が図られるこ と	C				
		○	(1) 海上からのテロによる被害を防止する	1	海上及び海上からのテロ活動による被害の 発生件数（件）	CM	0件 (H17年度以降毎年 度)	○
		○	(2) 海上ルートによる薬物・銃器の流入を 阻止する。	1	薬物・銃器密輸事犯の摘発件数（過去5年 間の平均値）（件）	CM (P)	22.0件 (H14-18年の平均)	○
11	船員の災害防止	○	政策目標11 船員の災害防止 船員に安全な労働環境を確保する ため、労働災害の未然防止と被害軽 減が図られること	C				

政策 番号	政 策	目標に関し達成しようとする水準が数値化等により特定されている政策の有無							
			達成すべき目標 （「達成目標」）	目標分類	指標数	測定指標	指標 分類	目標値	指標の目 標値等の 設定の有 無
		○	(1) 船員災害を防止する		1	船員災害発生率（‰）	C M	11.2‰ (H18年度)	○
○ 環境									
12	地球環境の保全	○	政策目標12 地球環境の保全 地球環境保全への取組みがなされること	C					
		○	(1) 自動車の燃費を向上させる		1	ディーゼル自動車の平均燃費（％）	C M	13% (H17年度)	○
		○	(2) モーダルシフトを推進する		1	国内長距離貨物輸送におけるモーダルシフト化率（％）	C M	47% (H18年度)	○
		○	(3) 住宅・建築物の省エネルギー化を推進する		1	住宅、建築物の省エネルギー化率（％） 住宅の省エネルギー化率	C M	35% (H17年度)	○
					1	住宅、建築物の省エネルギー化率（％） 建築物の省エネルギー化率	C M	75% (H17年度)	○
13	大気、騒音等に係る生活環境の改善	○	政策目標13 大気、騒音等に係る生活環境の改善 大気汚染や騒音等による生活環境への影響の改善や都市ヒートアイランド現象の緩和が図られること	C					
		○	(1) 自動車から排出されるNOx・PMを減少させる		1	NO2・SPMの環境目標達成率（％） NO2	C M	約8割 (H19年度)	○
					1	NO2・SPMの環境目標達成率（％） SPM	C M	約6割 (H19年度)	○
					1	最新排出ガス規制適合車の割合（％） 乗用車	C M	40% (H17年度)	○
					1	最新排出ガス規制適合車の割合（％） 貨物車	C M	30% (H17年度)	○
		○	(2) 幹線道路の沿道住民の騒音被害を軽減する		1	夜間騒音要請限度達成率（％）	C M	72% (H19年度)	○
		○	(3) 空港周辺の騒音による生活環境への障害を軽減する		1	航空機騒音に係る環境基準の屋内達成率（％）	C M	95% (H18年度)	○
		○	(4) シックハウスによる被害を防止する		1	ホルムアルデヒドの室内濃度（住宅に起因するもの）が厚生労働省の指針値を超える住宅の割合（％）	C M	10% (H17年度)	○
14	良好な自然環境の保全、再生及び創出	○	政策目標14 良好な自然環境の保全、再生及び創出 豊かで美しい自然環境の保全、再生及び創出が図られること	C					
		○	(1) 失われた水辺を再生する		1	失われた自然の水辺のうち、回復可能な自然の水辺の中で再生した水辺の割合	C M	約2割 (H19年度)	○
		○	(2) 失われた湿地・干潟を再生する		1	失われた湿地や干潟のうち、回復可能な湿地や干潟の中で再生したものの割合	C M	約3割 (H19年度)	○
		○	(3) 都市域における自然環境を再生する		1	生物多様性の確保に資する良好な樹林地等の自然環境を保全・創出する公園・緑地	P	2,400ha (H19年度)	○
15	良好な水環境への改善	○	政策目標15 良好な水環境への改善 良好な水質、健全な水量等を有する水環境への改善が図られること	C					
		○	(1) 水質保全上重要な地域における水質を改善する		1	環境基準達成のための高度処理人口普及率（％）	C M	17% (H19年度)	○
					1	湾内青潮等発生期間の短縮（％）	C M	H14比約5%減 (H19年度)	○

政策 番号	政 策	目標に関し達成しようとする水準が数値化等により特定されている政策の有無							
			達成すべき目標 （「達成目標」）	目標分類	指標数	測定指標	指標 分類	目 標 値	指標の目 標値等の 設定の有 無
		○	(2) 都市の親水空間の確保のため、合流式下水道を改善する		1	合流式下水道改善率（％）	C M	40% (H19年度)	○
16	循環型社会の形成	○	政策目標16 循環型社会の形成 資源の循環利用等により、環境負荷の低減を目指す循環型社会の形成が図られること	C					
		○	(1) 建設工事のリサイクルを推進する		1	直轄工事におけるリサイクル率（％） A s	C M	100% (H17年度)	○
		○	(1) 建設工事のリサイクルを推進する		1	直轄工事におけるリサイクル率（％） C o	C M	100% (H17年度)	○
		○	(1) 建設工事のリサイクルを推進する		1	直轄工事におけるリサイクル率（％） 木材	C M	100% (H17年度)	○
		○	(2) 自動車のリサイクルを推進する		1	リサイクル部品を使用する自動車整備工場の割合（％）	C M	80% (H17年度)	○
		○	(3) 海面処分場の容量を確保する		1	可能な限り減量化したうえで海面処分場でも受入が必要な廃棄物の受入（％）	C M	100% (H18年度以降毎年度)	○
		○	(4) 循環資源の輸送コストを低減する		1	循環資源国内輸送コスト低減率（％）	C M	平成14年度比約1割減 (H19年度)	○
		○	(5) 下水汚泥のリサイクルを推進する		1	下水汚泥のリサイクル率（％）	C M	68% (H19年度)	○
○ 活力									
17	広域的モビリティの確保	○	政策目標17 広域的モビリティの確保 全国的な基幹的ネットワークの整備等により、人や物の広域的な移動・交流の拡大、効率化が図られること	C					
		○	(1) 地域の競争条件確保のための幹線道路網を構築する		1	規格の高い道路を使う割合（％）	C M	15% (H19年度)	○
		○	(2) 整備新幹線の整備、在来幹線鉄道の高速化を推進する		1	5大都市からの鉄道利用所要時間が3時間以内である鉄道路線延長（km）	C M (P)	15,200km (H20年度)	○
		○	(3) 国内航空需要の増大に応じた輸送サービス提供料を確保する		1	国内航空サービス提供レベル（億座席キロ）	C M	1,500億座席キロ (H19年度)	○
18	国際的な水準の交通サービスや国際競争力等の確保・強化	○	政策目標18 国際的な水準の交通サービスや国際競争力等の確保・強化 国際的な水準の交通サービスの確保、国際的な人の移動の促進、国際物流の円滑化等が図られ、国際競争力等の確保・強化が図られること	C					
		○	(1) 国際海上貨物の輸送コストを低減する		1	国際海上コンテナ貨物等輸送コスト低減率（％）	C M	平成14年度比5%減 (H19年度)	○
		○	(2) 国際航空需要の増大に応じた輸送サービス提供量を確保する		1	国際航空サービス提供レベル 国際航空旅客（億座席キロ）	C M	4,800億座席キロ (H19年度)	○
		○	(2) 国際航空需要の増大に応じた輸送サービス提供量を確保する		1	国際航空サービス提供レベル 貨物（億トンキロ）	C M	300億トンキロ (H19年度)	○
		○	(3) 国際航空需要の増大に対応するため、航空交通容量を拡大する		1	国際航空路線において最適経路を航行できる航空機の割合（％）	C M	100% (H19年)	○
		○	(4) ふくそう海域における円滑な船舶航行を確保する		1	ふくそう海域における管制船舶の入港までの航行時間の短縮（分）	C M	150分 (H19年度)	○
					1	船舶航行のボトルネック解消率（％）	P	90%（H198年度）	○

政策 番号	政 策	目標に関し達成しようとする水準が数値化等により特定されている政策の有無							
			達成すべき目標 （「達成目標」）	目標分類	指標数	測定指標	指標 分類	目 標 値	指標の目 標値等の 設定の有 無
		○	(5) 国際空港への鉄道アクセスを向上させる		1	国際拠点空港と都心部との間の円滑な鉄道アクセスの実現（都心部との間の鉄道アクセス所要時間が30分以内である三大都市圏の国際空港の数）（空港）	C M	2空港 (H18年度)	○
		○	(6) 空港・港湾・道路等の連携を強化する		1	拠点的な空港・港湾への道路アクセス率（%）	C M	68% (H19年度)	○
		○	(7) 都市再生を促進する		1	都市再生緊急整備地域等における民間投資誘発量（ha）	C M	2,500ha (H19年度)	○
		○	(8) 三大都市圏の環状道路ネットワークを形成する		1	三大都市圏の環状道路整備率（%）	C M (P)	60% (H19年度)	○
		○	(9) 土地の高度利用と市街地の防災性の向上をはかる		1	都市機能更新率（%）	C M	36% (H20年度)	○
19	利便性が高く、効率的で魅力的な物流サービスが提供されること	○	政策目標19 物流の効率化 利便性が高く、効率的で魅力的な物流サービスが提供されること	C					
		○	(1) 複合一貫輸送を促進する		1	複合一貫輸送に対応した内貨ターミナルから陸上輸送半日往復圏の人口カバー率（%）	C M	80% (H18)	○
		○	(2) 国内海上輸送コストを低減させる		1	フェリー等国内貨物輸送コスト低減率（%）	C M	H14年度比4%減 (H19年度)	○
20	都市交通の快適性・利便性の向上	○	政策目標20 都市交通の快適性、利便性の向上 都市における交通渋滞・混雑が緩和され、円滑な交通が確保されるほか、利用しやすい交通機能を備えた快適で魅力ある都市生活空間等が形成されること	C					
		○	(1) 都市鉄道網を充実させる		1	都市鉄道（三大都市圏）の整備路線延長（km） 東京圏	P	2,387（内、複々線区間 221）	○
					1	都市鉄道（三大都市圏）の整備路線延長（km） 大阪圏	P	1,565（内、複々線区間 135）	○
					1	都市鉄道（三大都市圏）の整備路線延長（km） 名古屋圏	P	973（内、複々線区間 2）	○
					1	都市鉄道（東京圏）の混雑率（%）	C M	165% (H18年度)	○
		○	(2) バスの利便性を向上させる		1	バスの利便性向上に資する事業者の取組状況 バスロケーションシステムが導入された系統数（系統）	C M	4,000系統 (H18年度)	○
					1	バスの利便性向上に資する事業者の取組状況 コミュニティバスの運行に取り組む事業者数（事業者）	C M	330事業者 (H18年度)	○
					1	バスの利便性向上に資する事業者の取組状況 バスカードを導入したバス車両の割合（%）	C M	75% (H18年度)	○
		○	(3) 都市内の交通渋滞を緩和する		1	道路渋滞による損失時間（%）	C M	38.1億人時間／年を約1割削減	○
					1	E T C利用率（%）	C M	75% (H19年春)	○
					1	路上工事時間の縮減率（時間／km・年）	C M	201時間／km・年を約2割削減	○
21	地域交通確保	○	政策目標21 地域交通確保 地域の基礎的な生活基盤となる交通手段が確保され、安心感が醸成されること	C					

政策番号	政策	目標に関し達成しようとする水準が数値化等により特定されている政策の有無							
			達成すべき目標 （「達成目標」）	目標分類	指標数	測定指標	指標分類	目標値	指標の目標値等の設定の有無
		○	(1) 地方バス路線を維持する		1	地方バス路線の維持率（％）	C M	100% (H20年度)	○
		○	(2) 離島航路を維持する		1	有人離島のうち航路が就航している離島の割合（％）	C M	72% (H17年度)	○
		○	(3) 離島航空路を維持する		1	生活交通手段として航空輸送が必要である離島のうち航空輸送が維持されている離島の割合（％）	C M	100% (H17年度)	○
22	地域間交流・観光交流等内外交流の推進	○	政策目標22 地域間交流、観光交流等内外交流の推進 地域間交流、観光交流等の国内外交流の推進が促進され、地域や経済の活性化が図られること	C					
		○	(1) 外国人旅行者の訪日を促進する		1	訪日外国人旅行者数（万人）	C M	743万人 (H18年)	○
		○	(2) 国民の観光を促進する		1	国民一人あたりの平均宿泊旅行回数（回）	C M	2回 (H18年度)	○
		○	(3) 国営公園の利用を促進する		1	全国民に対する国営公園の利用者数の割合（○人に一人が利用）	C M	全国民に対する国営公園の利用者数の割合（4人に一人が利用） (H19年)	○
		○	(4) ダム周辺施設等の利用を促進する		1	地域に開かれたダム、ダム湖利用者数（万人）	C M	621万人 (H18年)	○
		○	(5) 地域の交流を促進する		1	隣接する地域の中心の都市間が改良済みの国道で連絡されている割合（％）	C M	77% (H19年度)	○
					1	日常生活の中心となる都市まで、30分以内で安全かつ快適に走行できる人の割合（％）	C M	68% (H19年度)	○
23	新たな市場の育成	○	政策目標23 新たな市場の育成 創業・起業がしやすく、また、新たな投資を呼び込むような魅力ある市場環境が整備され、時代のニーズにあった市場が発展すること	C					
		○	(1) 不動産証券化市場を健全に発展させる		1	不動産証券化市場規模（兆円）	C M	26兆円 (H18年度)	○
		○	(2) 中古住宅・不動産流通を促進する		1	指定流通機構（レインズ）における不動産仲介物件等の登録データ量（千件）	C M	200千件 (H17年度)	○
					1	中古住宅の流通量（万戸）	C M	22万戸 (H17年)	○
		○	(3) 住宅リフォーム市場を活性化する		1	リフォームの市場規模（万戸）	C M	430万戸 (H13-17年度)	○
24	公正で競争的な市場環境の整備	○	政策目標24 公正で競争的な市場環境の整備 公正で競争的な市場環境、民間が活動しやすい市場環境が整備され、市場活性化が図られること	C					
		○	(1) 建設業における不良・不適格業者を排除する		1	「発注者支援データベース・システム」の導入状況（％）	P	100% (H18年度)	○
		○	(2) 公共工事の入札及び契約の適正化を推進する		1	公共工事入札契約適正化指針に基づく主な措置状況（％） 入札監視委員会等の第三者機関の設置の状況	P	100% (H18年度)	○
					1	公共工事入札契約適正化指針に基づく主な措置状況（％） 入札時における工事費内訳書の提出の状況	P	80% (H18年度)	○
		○	(3) トラック市場における公正かつ競争的な市場環境の整備		1	トラック輸送における営業用トラック輸送の割合（％）	C M	54% (H18年度)	○

政策 番号	政 策	目標に関し達成しようとする水準が数値化等により特定されている政策の有無							
			達成すべき目標 （「達成目標」）	目標分類	指標数	測定指標	指標 分類	目 標 値	指標の目 標値等の 設定の有 無
		○	(4) 基礎的な土地情報を整備する		1	地籍が明確化された土地の面積（千km ² ）	P	158千km ² (H21年度)	○
25	産業の生産性向上	○	政策目標25 産業の生産性向上 経済の持続可能な成長へ向けて、 産業の生産性向上が図られること	C					
		○	(1) 専門工事業のイノベーションを促進する		1	建設業者に係る経営革新計画の承認件数 （累計値）（件）	P	13件 (H18年度)	○
		○	(2) 自動車整備事業の生産性を向上させる		1	指定整備工場数（工場）	P	30,000 (H17年度)	○
26	消費者利益の保護	○	政策目標26 消費者利益の保護 消費者の市場における自由な選択 が確保され、利益が守られること	C					
		○	(1) 住宅性能評価・表示を普及させる		1	住宅性能評価・表示がなされた住宅の割合 （%）	CM	50% (H17年度)	○
		○	(2) 自動車の安全性に関する情報を普及させる		1	衝突安全性能の高い乗用車の市場普及指標 （自動車アセスメントでの衝突安全性能評価 を実施した対象乗用車の平均☆獲得率× 衝突安全性能評価を実施した乗用車販売台 数の全乗車販売台数における割合（カバー 率））	CM	77 (H18年度)	○
					1	歩行者頭部保護性能の高い自動車の市場普及 指標（自動車アセスメントでの歩行者頭 部保護性能評価を実施した対象乗用車の獲得 レベル率の加重平均×歩行者頭部保護性能 評価を実施した自動車販売台数の全乗車 販売台数における割合（カバー率））	CM	42 (H18年度)	○
○ 共通の政策課題									
27	IT革命の推進	○	政策目標27 IT革命の推進 国民生活や産業社会におけるIT 化とともに、行政サイドのIT化が 進められ、誰もが恩恵を享受できる 「日本型IT社会」の実現が図られること	C					
		○	(1) 港湾分野における行政手続の電子化を 推進する		1	港湾EDIシステムの普及率（%）	P	100% (H17年度)	○
		○	(2) 民間によるネットワークインフラの形成を 支援する		1	公共施設管理用光ファイバ等収容空間ネットワークの 延長（km）	P	33,000km (H17年度末)	○
		○	(3) 地理情報の利用環境の整備・充実を図る		1	電子国土Webシステムを利用する団体の数	CM	2000団体 (H20年度)	○
合計	27政策	○=27							
			119下位目標	143	CM=121 P=22	○=143			

- (注) 1 国土交通省の評価書を基に当省が作成した。
2 各欄の記載事項については、「政策評価審査表（実績評価関係）の記載事項」を参照

政策評価審査表（実績評価関係）の記載事項

欄 名	記 載 事 項
「政策番号」欄	評価書に掲載された政策について順次番号を記入した。
「政策」欄	評価書の「評価対象施策」欄に記載されている事項を記入した。
「目標に関し達成しようとする水準が数値化等により特定されている政策の有無」欄	目標に関し達成すべき水準が数値化されている場合及び定性的であっても目標が達成される水準が具体的に特定されているものは、「○」を記入した。 上記のいずれにも該当しないものは、「－」を記入した。 なお、評価対象政策に複数の指標が設定されている場合には、少なくとも一つの指標について達成しようとする水準が数値化等されているものは「○」を記入した。
「達成すべき目標（「達成目標」）」欄	評価書の「施策の目標（目標達成時期）」欄に記載されている事項を記入した。
「目標分類」欄	「アウトカム指標とアウトプット指標の分類の考え方（総務省行政評価局）」を踏まえ、「C」、「P」の別を記入した。 なお、「C」（=out<u>C</u>ome）はアウトカム、「P」（=out<u>P</u>ut）はアウトプットをそれぞれ示す。
「測定指標」及び「指標数」欄	「達成すべき目標」に対する実績を定期的・継続的に測定するため使用する指標及びその数を記入した。 なお、必ずしも評価書において測定指標である旨が明記されていないため、当省で整理し、公正取引委員会に確認の上、記入した。
「指標分類」欄	「アウトカム指標とアウトプット指標の分類の考え方（総務省行政評価局）」を踏まえ、「CM」、「C I」、「P」の別を記入した。 なお、「CM」（=out<u>C</u>ome <u>M</u>easurable）はアウトカムで定量的な指標、「C I」（=out<u>C</u>ome <u>I</u>mmasurable）はアウトカムで定性的な指標、「P」（=out<u>P</u>ut）はアウトプット指標をそれぞれ示す。
「目標値」欄	「達成すべき目標」についての目標とする値、水準等を定めている場合に、その値、水準等を記入した。
「指標の目標値等の設定の有無」欄	各測定指標に着目した場合の目標値等の設定について、上記の「目標に関し達成しようとする水準が数値化等により特定されている政策の有無」欄と同様の分類により「○」及び「－」を記入した。

アウトカム指標とアウトプット指標の分類の考え方(総務省行政評価局)

各府省の実績評価方式を用いた評価で用いられている測定指標について、アウトカム指標とアウトプット指標との区分を分類整理するに当たっては、下記の考え方に沿って指標を分類した案を各府省に提示した。各府省がこの分類と異なる分類の考え方を採っている場合には、当該府省の考え方を以下に別記として整理している。

記

行政機関が行う政策の評価に関する法律(平成13年法律第86号)第3条第1項において、政策効果は「政策に基づき実施し、又は実施しようとしている行政上の一連の行為が国民生活及び社会経済に及ぼし、又は及ぼすことが見込まれる影響」と定義されている。この「国民生活又は社会経済に及ぼし、又は及ぼすことが見込まれる影響」がアウトカムに当たる。

○アウトカム指標	
行政の活動の結果として、国民生活や社会経済に及ぼされる何らかの変化や影響	(例) ○行政サービスに対する満足度 ○講習会の受講による知識の向上、技能の向上 ○搬送された患者の救命率 ○開発途上国における教育水準(識字率、就学率) ○農産物の生産量 ○大気、水質、地質の汚染度 ○ごみ減量処理率、リサイクル率、廃棄物の再生利用量、不法投案件数 ○株式売買高の推移 ○育児休業取得率 ○就職件数、就職率
○アウトプット指標	
アウトカム指標以外のもの	
① 行政の活動そのもの	(例) ○事業の実施件数、 ○会議の開催数 ○偽造防止技術の研究件数、 ○環境基準の設定 ○検査件数、 ○行政処分の実施件数
② 行政活動により提供されたモノやサービスの量	(例) ○講習会、展示会等の開催回数 ○標準事務処理期間の遵守状況 ○電算機の稼働率、 ○助成金の支給件数・支給金額 ○パンフレットの配布数
③ 行政活動により提供されたモノやサービスの利用の結果	(例) ○講習会、展示会等の参加者数 ○ホームページ等へのアクセス件数 ○論文の被引用数、 ○共同利用施設の利用者数 ○放送大学の学生数、高等教育機関における社会人の数 ○技術士、環境カウンセラー等の登録者数 ○相談件数、 ○インターンシップ参加者数
④ 行政機関同士や行政内部の相互作用の結果であり直接国民生活や社会経済に及ぼす影響でないもの	(例) ○機構・定員等の審査結果 ○一般会計予算の主要経費構成比 ○法令等審査件数 ○恩給請求書を3か月以内に総務省に進達した割合
⑤ 行政活動の結果に起因して生じている現象や事態を表す指標であるが、それ自体は直接国民生活や社会経済に及ぼす影響を表すものではないもの	(例) ○各種研究開発の特許取得件数 ○マネーロンダリングに関する金融機関からの届出件数 ○新規化学物質の製造、輸入に関する届出件数

(別記) 国土交通省におけるアウトカム指標とアウトプット指標の分類の考え方

国土交通省では、業績指標について、アウトカムに着目した指標の設定に努めているとしており、業績指標のうち、社会資本整備重点計画の第2章(注)に記載されている指標と整合性をとるため設定したものはアウトカム指標に分類している。

また、国土交通省では、業績指標について、アウトプットとアウトカムとを厳密に区分することは困難なものもあり、また、このような分類を整理するよりも、むしろ、業績指標を通じた評価を行い、現状の分析や課題の抽出等により施策の改善等につなげていくことを重視して評価に取り組んでいるとしている。このため、今年度の審査においても、昨年同様、同省の業績指標や目標値の設定の考え方による分類を中心に行った。

国土交通省では、「アウトカム指標とアウトプット指標の分類の考え方」(総務省行政評価局)においてアウトプット指標として分類されているもの一部については、以下の考え方により、アウトカム指標であると考えているとしている。なお、今年度の審査においても、昨年同様、総務省(行政評価局)の分類を()書きとして記載した。

(注) 社会資本整備重点計画(平成15年10月10日閣議決定)では、「社会資本の整備に係る計画の重点を、政策目標の実現に向けて国民が享受する成果の発揮に転換する」とされ、「社会資本整備重点計画法の規定に基づき、毎年度の政策評価の実施等を確実にこなうもの」とされている。また、同重点計画の第2章「社会資本整備事業の実施に関する重点目標及びその達成のため効果的かつ効率的に実施すべき社会資本整備事業の概要」においては、「指標は、重点目標の主な事項について、その達成状況を定量的に測定するために設定しているもの」とされている。

○ アウトプット指標分類①(行政の活動そのもの)、②(行政活動により提供されたモノやサービスの量)に該当する指標のうち、行政の活動の結果により提供されたモノやサービスが、直接国民生活や社会経済に影響を及ぼすもの	(例) ・薬物・銃器密輸事犯の摘発件数(政策目標10「海上における治安の確保」関係) ・5大都市からの鉄道利用所要時間が3時間以内である鉄道路線延長(政策目標17「広域的モビリティの確保」関連) ・三大都市圏の環状道路整備率(政策目標18「国際的な水準の交通サービスや国際競争力等の確保・強化」関連)
--	---

3 事業評価方式による政策評価（事前）についての審査

（１）審査の考え方と点検の項目

事前評価は、政策の決定に先立ち、当該政策に基づく活動により得られると見込まれる政策効果を基礎としての確な政策の採択や実施の可否を検討するものとされている（基本方針Ⅰ－４－ア）。事前評価においては、一定規模以上の事業費を要する個々の研究開発、公共事業及び政府開発援助を実施することを目的とする政策について、その実施が義務付けられている（行政機関が行う政策の評価に関する法律（平成 13 年法律第 86 号。以下「評価法」という。）第 9 条及び行政機関が行う政策の評価に関する法律施行令（平成 13 年政令第 323 号）第 3 条）。

これら以外の政策については、評価法上は事前評価の実施が義務付けられているわけではなく、また、必ずしも確立された手法による政策効果の把握が可能となっているわけではないが、各府省における政策評価の実施状況をみると、それぞれが定めた基本計画等に基づいて、評価法で義務付けられた政策のほか、自発的・積極的に新規の施策・事業や規制等を対象として事前評価が行われている。

こうしたことを踏まえつつ、更に質の高い政策評価の実施に向けた今後の課題等を明らかにする観点から、以下の点検項目により審査を行う。

（政策効果の把握について）

評価法では、行政機関は、その所掌に係る政策について、適時に、その政策効果を把握し、これを基礎として、必要な観点から評価を行うこととされている（評価法第 3 条）。政策の実施によって何らかの効果が得られることは、当該政策の必要性が認められるための前提であり、どのような効果が発現したかをもって得ようとする効果が得られたとするのか、その状態を具体的に特定することが求められている。

この審査において点検を行っているのは、次の項目である。

- 政策の実施により得ようとする効果はどの程度のものかなど、具体的に特定されているか。

（事前評価の結果の妥当性の検証について）

事前評価については、政策効果が発現した段階においてその結果の妥当性を検証すること等により得られた知見を以後の事前評価にフィードバックする取組を進めていくことが重要である（基本方針Ⅰ－４－ウ）。

政策の実施により「得ようとする効果」を的確に把握するためには、効果の把握の方法が特定されており、かつ、それが効果をできる限り具体的（定量的）に把握できるものであることが望ましい。

また、政策効果が発現した段階における事後的な検証を適切に行うためには、実際に得られた効果が当初得ようとしていた効果との関係でどのように評価されることとなるのかを、事前評価の段階で明らかにしておくことが望ましい。

この審査において点検を行っているのは、次の項目である。

- ① 事後的な検証を行うこととしているか。また、その時期は特定されているか。
- ② 事後的な検証が予定されている場合、政策効果の把握の方法は、得ようとする効果が実際に得られたかどうかを事後的に把握することが可能な程度に特定されているか。

(2) 審査の結果

「平成 17 年度予算概算要求等に係る評価書（政策アセスメント）」における事業評価方式による 40 件の政策評価（事前）についての審査の結果（事実確認の整理結果）は、以下のとおりである（詳細は、別添 1 「政策評価審査表（事業評価（事前）関係）」参照）。

【審査結果整理表】

整理番号	政 策	手 段	得ようとする効果の明確性	検証を行う時期の特定	効果の把握の方法の特定性
1	地域住宅交付金の拡充（地域優良賃貸住宅制度の創設）	○住宅整備や子育て世帯、高齢者・障害者世帯等に対する入居者の負担軽減のための助成を効果的に行う地域優良賃貸住宅制度（仮称）の創設	△	—	△
2	バリアフリー化の促進	○ バリアフリー化事業を行った特定建築物に係る固定資産税等の特例措置の創設（固定資産税、都市計画税：課税標準 5 年間 2/3）	○	○	○
3	住宅のバリアフリー改修促進税制	○住宅のバリアフリー改修促進税制の創設（既存住宅におけるバリアフリー化に資する工事で工事費用が一定規模以上のものについて、当該工事に要した費用の一定額（10%程度）を当該年の所得税額から控除）	○	○	○
4	まち再生出資の拡充	○まち再生出資の事業区域面積要件の緩和 ○債務保証制度の創設等の拡充	△	—	△
5	住民参加型まちづくりファンド支援業務の拡充	住民参加型まちづくりファンド支援業務について、支援対象としてまちづくり推進機構※（仮称）等を追加 ※まちづくり推進機構（仮称）：市町村長が指定する NPO 等の非営利法人	△	—	△
6	緑地環境整備総合支援事業の拡充	○緑地環境整備総合支援事業について採択要件を拡充 ○民間事業者等による緑化施設整備を促進するための支援措置の追加	○	○	○
7	景観形成総合支援事業の創設	○景観法に基づく区域等において、同法の活用を踏まえて景観の形成・活用に関する一定の方針等を定めた事業計画に従って総合的かつ計画的に行われる各種事業の実施について予算支援	△	—	△
8	洪水氾濫域減災対策事業の創設	○「氾濫した場合でも床上浸水被害等の深刻な被害を最小化させるために、地域一体となった治水対策制度」の創設	○	○	○

整理 番号	政 策	手 段	得ようと する効果 の明確性	検証を行 う時期の 特定	効果の把 握の方法 の特定性
9	都市水害対策 共同事業の創 設	○内水氾濫対策を受け持つ下水道と、洪 水氾濫対策を受け持つ河川を連携共同 し、出水特性や規模に応じた相互施設の 融通利用	△	—	△
10	地域の防災拠 点の保全（急傾 斜地崩壊対策 事業の採択基 準拡充）	○急傾斜地崩壊対策事業の補助採択基 準を拡充	△	—	△
11	洪水流下阻害 部緊急解消事 業の創設	○上下流バランス等の関係から改修の 実施が困難な上流地域の床上浸水被害 を緊急に解消するための対策を応急的 に実施する制度を総合流域防災事業に 追加拡充	△	—	△
12	大規模河川管 理施設機能確 保事業の創設	○老朽化が著しい、または地盤沈下等 により施設の機能に著しい障害が生じ るおそれのある大規模な河川管理施設 の改築を実施する補助制度の創設	△	—	△
13	次世代アメダ スの整備	○災害との関連の強い最大瞬間風速が 観測できる新型アメダス気象計の整備 ○データ処理部の本庁集約や汎用高速 回線の利用等	△	—	△
14	排水機場耐水 化事業の創設	○浸水による排水機場の機能停止によ る浸水の拡大・長期化を防ぐ排水機場耐 水化などを補助する制度を総合流域防 災事業に追加拡充	△	—	△
15	直轄海岸災害 関連緊急事業 の創設	○一連区間で緊急的に改良工事を行う ことができるよう、直轄海岸災害関連緊 急事業の創設	△	—	△
16	災害関連緊急 大規模漂着流 木等処理対策 事業の拡充	○「災害関連緊急大規模漂着流木等処理 対策事業」で処理することのできる対象 を「流木等」に限らず「大規模漂着ゴミ」 にも拡充	△	—	△
17	高潮等総合防 災情報システ ムの高度化	○高潮等総合防災情報システムの高度 化	△	—	△
18	密集市街地の 緊急整備（都市 防災総合推進 事業の拡充、住 宅市街地総合 整備事業の拡 充	○基盤整備と沿道建築物の建替えとを 一体的かつ強力に推進。 ○総合的な事業計画の作成・コーディネ ートを支援するとともに事業の採択要 件を緩和	○	○	○
19	密集市街地の 緊急整備（密集 市街地におけ るまちづくり 規制合理化支 援事業の創設）	○密集市街地において、地権者組織、ま ちづくりNPO法人等が、建築物の建替 促進に繋がる規制緩和型地区計画等の 都市計画の提案素案の作成を行う事業 に対して補助	△	—	△

整理 番号	政 策	手 段	得ようと する効果 の明確性	検証を行 う時期の 特定	効果の把 握の方法 の特定性
20	エレベーター耐震化支援制度の創設	○新設エレベーターへのP波感知型地震時管制運転装置の設置の義務付け ○既存のエレベーターへの当該装置の設置推進	△	—	△
21	帰宅困難者対策のための防災公園事業の拡充	○地震災害時に避難地・防災拠点等となる防災公園の緊急整備 ○安全・安心な都市の形成を図るため、地震災害時に一時的な収容、飲料水や災害用トイレ、災害情報の提供等	○	○	○
22	海岸耐震対策緊急事業の創設	○短期間に集中して耐震化を行う海岸耐震対策緊急事業の創設	○	○	○
23	緊急地震速報を活用した災害対策の高度化機器開発	○緊急地震速報を国土交通省が所有しているCCTV等に連動 ○発災前後の映像情報等を入手し、官邸・内閣府等の防災関係機関へ情報提供する ○重要箇所の施設の緊急点検による被害の有無の確認	△	—	△
24	地震急傾斜地崩壊対策緊急事業の創設	中央防災会議による地震防災戦略が策定されている地域を対象に、地震加速度、がけ地の地形的特徴から地震による崩壊の危険度を評価し、地震による崩壊により地域に甚大な被害が発生する箇所について、概ね10年間で対策を完了すべく集中的に事業を実施	△	—	△
25	運転者登録制度の実施地域拡大等によるタクシーの安全性・質の向上	タクシー運転者の登録制度の拡充や、運転者の要件の見直し等	△	—	△
26	自治体が管理する道路橋の長寿命化のための修繕計画策定費の支援制度の創設	重要な道路ネットワーク上の、自治体が管理する道路橋の修繕について、対症療法型から長寿命化を目的とした予防型へと転換を図るための取り組みに対して支援	△	—	△
27	技術基準への適合性確認制度の確実な実施	技術基準への適合性を確認する制度の導入	△	—	△
28	輸送部門における省エネ対策の普及・促進	輸送部門の省エネ対策に係るベストプラクティス情報の整備及び人材育成の推進	△	—	△
29	官学連携による異常気象分析体制の構築	○気象庁と大学・研究機関の連携による異常気象の共同分析体制を構築 ○発生要因及び見通しに関する科学的な統一見解の迅速な提供を実現	△	—	△

整理 番号	政 策	手 段	得ようと する効果 の明確性	検証を行 う時期の 特定	効果の把 握の方法 の特定性
30	海面処分場の 計画的な確保 のための支援 の拡充	○港湾法に規定する廃棄物埋立護岸の 整備に対して、国の支援を拡充	○	○	○
31	スーパー中核 港湾プロジェ クトの推進	○次世代高規格コンテナターミナルの 形成等、総合的に効率化を推進している スーパー中核港湾プロジェクトの充 実・深化 ○出入管理システムの構築	○	○	○
32	国内農産品の 効率的な輸送 システムの構 築	○港湾に国内農産品を保管する農産品 流通拠点支援施設の整備 ○国内海上輸送ネットワークを強化す る内貿ターミナルの機能強化を図る新 規制度の創設	○	○	○
33	徒歩・公共交通 など総合的な 都市交通施策 の推進	総合的な交通のあり方についての戦略 を策定した都市・地域について、歩行者、 自転車、公共交通、交通結節点等の都市 交通システムの整備事業を総合的に支 援	△	－	△
34	地域公共交通 再生モデル事 業	○交通円滑化やモビリティの確保に資 する先進的かつ普及性のある取り組み についてモデル事業を実施 ○その結果の分析・評価を行い、地域公 共交通活性化のための施策についての 技術的助言・情報提供として、「地域公 共交通再生ガイドランス」をとりまとめ市 町村等の地域の関係者に提示	△	－	△
35	ニューツーリ ズム創出・流通 促進事業	○顧客ニーズや地域の観光資源の特性 を踏まえた「ニューツーリズム」旅行商 品の流通市場を整備 ○公募型実証実験の実施により「ニュー ツーリズム」旅行商品の創出支援	△	－	△
36	みなと振興交 付金の創設	○国の関与を縮減し、港湾管理者及び港 湾所在市町村の裁量を大幅に拡大した 「みなと振興交付金」を創設。	△	－	△
37	都市再生街区 基本調査（土地 活用促進調査）	潜在的に高度な土地利用が可能である にもかかわらず、境界情報の未整備が開 発停滞の主要因となっているような地 域において、街区外周の境界に関する基 礎的な情報を調査	○	○	○
38	住宅の生産・供 給システムに おける信頼確 保	○住宅・建築物のストック情報等のデー タベースの整備 ○建築士事務所・指定確認検査機関等の 登録及び情報公開システムの構築 ○瑕疵担保責任履行確保のための検査 体制等の整備等	△	－	△
39	地理空間情報 の高度な活用 の推進（基盤地 図情報整備）	国、地方公共団体等、様々な整備主体が 作成した大縮尺地図データを集約・シー ムレス化 地理空間情報の基盤をなす基盤地図情 報の効率的整備およびワンストップ提 供	△	－	△

整理 番号	政 策	手 段	得ようと する効果 の明確性	検証を行 う時期の 特定	効果の把 握の方法 の特定性
40	我が国建設業 の国際展開の 推進－官民連 携によるイン フラ整備	○海外建設市場対応人材育成の強化、相 談体制の整備、海外建設市場等の調査、 我が国建設業のプレゼンス強化のため の取り組みを実施 ○インフラ不足の著しいアジア諸国等 から強く要望されている官民協働型の インフラ整備方式による具体の案件形 成を促進	△	－	△
合 計			○=11 △=29	○=11 －=29	○=11 △=29
(備考)					

(注) 1 「得ようとする効果の明確性」

「○」は、得ようとする効果について、「何を」「どの程度」「どうする」のかが明らかにされているなどどのような効果が発現したことをもって得ようとする効果が得られたとするのかその状態が具体的に特定されているものを表す。「△」は、「何を」「どうする」のかは説明されているものの、「どの程度」かは明らかでないなど具体的には特定されていないものを表す。「－」は、得ようとする効果についての記載がないものを表す。

2 「検証を行う時期の特定」

「○」は、当該政策（施策や事業）について、事後的検証を行う時期が特定されているものを表す。「△」は、事後的検証を行うことはしているが時期が特定されていない場合、若しくは、当該政策（施策や事業）の一部についてのみ時期が特定されているものを表す。「－」は、実施することが明らかにされていないものを表す。

3 「効果の把握の方法の特定性」

「○」は、政策の実施により発現した効果を把握できる程度に明確にされているものを表す。「△」は、効果の把握の方法が不明確なものを表す。

(全体注) 各府省の評価の実施状況を踏まえた課題等の整理・分析については、今年度末を目途に別途取りまとめる予定である。

【別添】

政策評価審査表（事業評価（事前）関係）

整理番号	政 策 (名称、目的等)	手 段	得ようとする効果	検証を行う 時期	効果の把握の方法
1	地域住宅交付金の拡充（地域優良賃貸住宅制度の創設）	○住宅整備や子育て世帯、高齢者・障害者世帯等に対する入居者の負担軽減のための助成を効果的に行う地域優良賃貸住宅制度（仮称）の創設 【予算要求額：地域住宅交付金266,000百万円（国費）の内数】	○既存賃貸住宅ストックを有効活用した機動的かつ効率的な住宅セーフティネットの確保		
2	バリアフリー化の促進	○バリアフリー化事業を行った特定建築物に係る固定資産税等の特例措置の創設（固定資産税、都市計画税：課税標準 5年間2／3） 【減収見込額（初年度）30百万円（平年度）48百万円】	○すべての人々、特に高齢者や障害者等にとって、生活空間が移動しやすく、暮らしやすい状態の実現 （参考） 業績指標：2）1日当たりの平均利用者が5,000人以上の旅客施設、その周辺等の主な道路、不特定多数の者等が利用する一定の建築物及び住宅のバリアフリー化の割合（約4割（平成19年度）） 業績指標：3）不特定多数の者等が利用する一定の建築物（新築）のうち誘導的なバリアフリー化の基準に適合する割合（30%（平成20年度））	政策チェックアップ（実績評価方式）	政策チェックアップ（実績評価方式）
3	住宅のバリアフリー改修促進税制	○住宅のバリアフリー改修促進税制の創設 ・所得税：バリアフリー改修工事に要した費用の10%相当額（上限20万円）を税額控除 ・固定資産税：3年間1／2に減額 耐震改修工事を併せて実施した場合、3年間1／3に減額	○高齢者等が安心して快適に自立した生活を送ることのできる環境整備の促進 ○高齢者等の居住の安定の早期確保 （参考） 業績指標：2）1日当たりの平均利用者が5,000人以上の旅客施設、その周辺等の主な道路、不特定多数の者等が利用する一定の建築物及び住宅のバリアフリー化の割合（約1割（平成19年度））	政策チェックアップ（実績評価方式）	政策チェックアップ（実績評価方式）
4	まち再生出資の拡充	○まち再生出資の事業区域面積要件の緩和 ○債務保証制度の創設等の拡充 【予算要求額：1,000百万円】	○地方部における民間の資金・ノウハウを活用した都市の競争力・成長力の強化		

整理 番号	政 策 (名称、目的等)	手 段	得ようとする効果	検証を行う 時期	効果の把握の方法
5	住民参加型まちづくりファンド支援業務の拡充	○住民参加型まちづくりファンド支援業務について、支援対象としてまちづくり推進機構※(仮称)等を追加 ※まちづくり推進機構(仮称)：市町村長が指定するNPO等の非営利法人 【予算要求額：1,500百万円】	○個性と創造に満ちたまちづくりの推進		
6	緑地環境整備総合支援事業の拡充	○緑地環境整備総合支援事業について採択要件を拡充 ○民間事業者等による緑化施設整備を促進するための支援措置の追加 【予算要求額：3,500百万円】	○都市における効率的な緑とオープンスペースの確保の推進 (参考) 業績指標：17) 都市域における水と緑の公的空間確保量(約1割増(平成19年度))	政策チェックアップ (実績評価方式)	政策チェックアップ(実績評価方式)
7	景観形成総合支援事業の創設	○景観法に基づく区域等において、同法の活用を踏まえて景観の形成・活用に関する一定の方針等を定め、た事業計画に従って総合的かつ計画的に行われる各種事業の実施について予算支援 【予算要求額：700百万円】	○誇りと愛着を持つことのできる個性・魅力あるまちの創出 ○交流人口の拡大による地域振興・活性化 ○観光立国実現への貢献		
8	洪水氾濫域減災対策事業の創設	○「氾濫した場合でも床上浸水被害等の深刻な被害を最小化させるために、地域一体となった治水対策制度」の創設	○「氾濫した場合でも床上浸水被害等の深刻な被害を最小化 ○住宅等の安全度の早期向上 (参考) 業績指標：21) 洪水による氾濫から守られる区域の割合(約62%(61.7%)(平成19年度))	政策チェックアップ (実績評価方式)	政策チェックアップ(実績評価方式)
9	都市水害対策共同事業の創設	○内水氾濫対策を受け持つ下水道と、洪水氾濫対策を受け持つ河川を連携共同し、出水特性や規模に応じた相互施設の融通利用 【予算要求額：300百万円】	○既存ストックを有効活用 ○効率的な浸水対策の実現		

整理 番号	政 策 (名称、目的等)	手 段	得ようとする効果	検証を行う 時期	効果の把握の方法
10	地域の防災拠点の保全（急傾斜地崩壊対策事業の採択基準拡充）	○急傾斜地崩壊対策事業の補助採択基準を拡充	○市町村役場、警察署、消防署（それぞれ支所等を含む）等の防災拠点を土砂災害から保全 ○地域防災力の維持に貢献 (参考) 業績指標：27)土砂災害から保全される戸数（約140万戸(平成19年度)）		
11	洪水流下阻害部緊急解消事業の創設	○上下流バランス等の関係から改修の実施が困難な上流地域の床上浸水被害を緊急に解消するための対策を応急的に実施する制度を総合流域防災事業に追加拡充	○改修の実施が困難な上流域の床上浸水被害の緊急的解消		
12	大規模河川管理施設機能確保事業の創設	○老朽化が著しい、または地盤沈下等により施設の機能に著しい障害が生じるおそれのある大規模な河川管理施設の改築を実施する補助制度	○水害による被害軽減に必要な機能の確保		
13	次世代アメダスの整備	○災害との関連の強い最大瞬間風速が観測できる新型アメダス気象計の整備 ○データ処理部の本庁集約や汎用高速回線の利用等 【予算要求額：844百万円 債 401百万円】	○最大瞬間風速の情報提供等による防災気象情報の充実 ○気象災害の防止・軽減		
14	排水機場耐水化事業の創設	○浸水による排水機場の機能停止による浸水の拡大・長期化を防ぐ排水機場耐水化などを補助する制度を総合流域防災事業に追加拡充	○浸水時における排水機場の機能維持 ○浸水被害の軽減		
15	直轄海岸災害関連緊急事業の創設	○一連区間で緊急的に改良工事を行うことができるよう、直轄海岸災害関連緊急事業の創設	○隣接区間も含めた一定区間の災害復旧・災害の未然防止		
16	災害関連緊急大規模漂着流木等処理対策事業の拡充	○「災害関連緊急大規模漂着流木等処理対策事業」で処理することのできる対象を「流木等」に限らず「大規模漂着ゴミ」にも拡充	○災害の防止 ○国土の保全と民政の安定 ○良好な海岸環境や景観の回復に寄与		
17	高潮等総合防災情報システムの高度化	○高潮等総合防災情報システムの高度化 【予算要求額：16百万円 債 72百万円】	○従来の地点別高潮予測を、複雑な海岸地形を取り込んだ面的予測に改善 ○海岸・港湾毎のきめ細かな防災対応や地域住民の適時・的確な避難対応等への寄与		

整理 番号	政 策 (名称、目的等)	手 段	得ようとする効果	検証を行う 時期	効果の把握の方法
18	密集市街地の緊急整備（都市防災総合推進事業の拡充、住宅市街地総合整備事業の拡充	○基盤整備と沿道建築物の建替えとを一体的かつ強力に推進 【予算要求額：55,500百万円の内数】 ○総合的な事業計画の作成・コーディネートを支援助するとともに事業の採択要件を緩和 【予算要求額：3,500百万円】	○密集市街地の最低限の安全性の確保 (参考) 業績指標：35) 地震時等において大規模な火災の可能性があり重点的に改善すべき密集市街地（約8,000ha）のうち最低限の安全性が確保される市街地の割合（約3割（平成19年度））	政策チェックアップ（実績評価方式）	政策チェックアップ（実績評価方式）
19	密集市街地の緊急整備（密集市街地におけるまちづくり規制合理化支援事業の創設）	○密集市街地において、地権者組織、まちづくりNPO法人等が、建築物の建替促進に繋がる規制緩和型地区計画等の都市計画の提案素案の作成を行う事業に対して補助 【予算要求額：200百万円】	○市町村による地区計画等の都市計画決定およびこれによる自律的な建替えの促進 ○密集市街地の整備改善と安全確保 ○民間投資誘発効果の発現 (参考) 業績指標：35) 地震時等において大規模な火災の可能性があり重点的に改善すべき密集市街地（約8,000ha）のうち最低限の安全性が確保される市街地の割合（約3割（平成19年度））		
20	エレベーター耐震化支援制度の創設	○新設エレベーターへのP波感知型地震時管制運転装置の設置の義務付け ○既存のエレベーターへの当該装置の設置推進	○エレベーターの耐震化を図り、地震時のエレベーターへの閉じ込め事故や運転停止の未然防止		
21	帰宅困難者対策のための防災公園事業の拡充	○地震災害時に避難地・防災拠点等となる防災公園の緊急整備 ○安全・安心な都市の形成を図るため、地震災害時に一時的な収容、飲料水や災害用トイレ、災害情報の提供等 【予算要求額：505億円】	○混乱の未然防止 ○真に災害に強い安全・安心な都市の形成 (参考) 業績指標：33) 一定水準の防災機能を備えるオープンスペースが一箇所以上確保された大都市の割合（地域の避難・防災の拠点となる面積10ha以上のオープンスペースが確保された都市の割合）（約25%（平成19年度））	政策チェックアップ（実績評価方式）	政策チェックアップ（実績評価方式）
22	海岸耐震対策緊急事業の創設	○短期間に集中して耐震化を行う海岸耐震対策緊急事業の創設 【予算要求額：158百万円】	○海岸保全施設の崩壊や沈下により発生する甚大な浸水被害の防止 (参考) 業績指標：31) 地震時に防護施設の崩壊による水害が発生する恐れのある地域の解消（約10,000ha（平成19年度））	政策チェックアップ（実績評価方式）	政策チェックアップ（実績評価方式）

整理 番号	政 策 (名称、目的等)	手 段	得ようとする効果	検証を行う 時期	効果の把握の方法
23	緊急地震速報を活用した災害対策の高度化機器開発	○緊急地震速報を国土交通省が所有しているCCTV等に連動 ○発災前後の映像情報等を入手し、官邸・内閣府等の防災関係機関へ情報提供する ○重要箇所の施設の緊急点検による被害の有無の確認 【予算要求額：30百万円】	○適切な初動対応を実施できる体制及び所管施設の管理を確実に実施する体制の確保 ○地震災害による被害を軽減するとともにその拡大を防止		
24	地震急傾斜地崩壊対策緊急事業の創設	○中央防災会議による地震防災戦略が策定されている地域を対象に、地震加速度、がけ地の地形的特徴から地震による崩壊の危険度を評価し、地震による崩壊により地域に甚大な被害が発生する箇所について、概ね10年間で対策を完了すべく集中的に事業を実施	○首都直下地震等の際に発生するがけ崩れによる被害を軽減		
25	運転者登録制度の実施地域拡大等によるタクシーの安全性・質の向上	○タクシー運転者の登録制度の拡充や、運転者の要件の見直し等 【予算要求額：70百万円】	○タクシー運転者の質の確保・向上 ○安全・安心なタクシーサービスの提供促進		
26	自治体が管理する道路橋の長寿命化のための修繕計画策定費の支援制度の創設	○重要な道路ネットワーク上の、自治体が管理する道路橋の修繕について、対症療法型から長寿命化を目的とした予防型へと転換を図るための取り組みに対して支援	○重要な道路ネットワークの安全性・信頼性の確保 ○今後急速な増大が見込まれる修繕・更新費の縮減		
27	技術基準への適合性確認制度の確実な実	○技術基準への適合性を確認する制度の導入	○港湾の安全・安心の確保		
28	輸送部門における省エネ対策の普及・促進	○輸送部門の省エネ対策に係るベストプラクティス情報の整備及び人材育成の推進 【予算要求額：40百万円】	○輸送部門における省エネ対策の普及・促進による温室効果ガスの排出抑制		
29	官学連携による異常気象分析体制の構築	○気象庁と大学・研究機関の連携による異常気象の共同分析体制を構築 ○発生要因及び見通しに関する科学的な統一見解の迅速な提供を実現 【予算要求額：10百万円 債 71百万円】	○異常気象の発生要因や見通しなどを迅速に発表 ○防災や農業生産に関係する機関の的確な防災・減災活動を支援 ○国民の安全安心の確保に貢献		

整理 番号	政 策 (名称、目的等)	手 段	得ようとする効果	検証を行う 時期	効果の把握の方法
30	海面処分場の計画的な確保のための支援の拡充	○港湾法に規定する廃棄物埋立護岸の整備に対して、国の支援を拡充 【予算要求額：93億円】	○港湾整備により発生する大量の浚渫土砂を適正に処理 ○内陸部で最終処分場の確保が困難な廃棄物を確実に受け入れる (参考) 業績指標：68) 可能な限り減量化した上で海面処分場でも受入が必要な廃棄物の受入（平成18年度以降毎年100%）	政策チェックアップ（実績評価方式）	政策チェックアップ（実績評価方式）
31	スーパー中枢港湾プロジェクトの推進	○次世代高規格コンテナターミナルの形成等、総合的に効率化を推進しているスーパー中枢港湾プロジェクトの充実・深化 ○出入管理システムの構築 【予算要求額：524億円】	○港湾コストの低減、サービス水準の向上（コンテナターミナルにおける迅速性、利便性、保安性の向上等） ○我が国の国際競争力を強化し、国民生活の質の向上に寄与 (参考) 業績指標：74) 国際海上コンテナ貨物等輸送コスト低減率（平成14年度比5%減（平成19年度））	政策チェックアップ（実績評価方式）	政策チェックアップ（実績評価方式）
32	国内農産物の効率的な輸送システムの構築	○港湾に国内農産物を保管する農産品流通拠点支援施設の整備 ○国内海上輸送ネットワークを強化する内貿ターミナルの機能強化を図る新規制度の創設 【予算要求額：10百万円】	○国内農産品の物流コストの削減 ○輸入農産品とのコスト競争力強化による食料の安定効率的な供給 (参考) 業績指標：85) フェリー等国内貨物輸送コスト低減率（平成14年度比4%減（平成19年度））	政策チェックアップ（実績評価方式）	政策チェックアップ（実績評価方式）
33	徒歩・公共交通など総合的な都市交通施策の推進	○総合的な交通のあり方についての戦略を策定した都市・地域について、歩行者、自転車、公共交通、交通結節点等の都市交通システムの整備事業を総合的に支援 【予算要求額：9,431百万円】	○自動車に過度に依存することなく、歩いて暮らせるコンパクトなまちづくりの実現		

整理 番号	政 策 (名称、目的等)	手 段	得ようとする効果	検証を行う 時期	効果の把握の方法
34	地域公共交通再生モデル事業	○交通円滑化やモビリティの確保に資する先進的かつ普及性のある取り組みについてモデル事業を実施 ○その結果の分析・評価を行い、地域公共交通活性化のための施策についての技術的助言・情報提供として、「地域公共交通再生ガイドンス」をとりまとめ市町村等の地域の関係者に提示 【予算要求額：500百万円】	○地域における交通円滑化、モビリティの確保 ○地域公共交通の活性化及び再生を図る		
35	ニューツーリズム創出・流通促進事業	○顧客ニーズや地域の観光資源の特性を踏まえた「ニューツーリズム」旅行商品の流通市場を整備 ○公募型実証実験の実施により「ニューツーリズム」旅行商品の創出支援 【予算要求額：300百万円】	○観光を通じた地域の活性化 ○経済効果が大きく、将来に向けて成長可能性の高い観光産業の発展 ○旅行を通じた新たなライフスタイルを創出することによる真に豊かさを実感できる国民生活の実現 (参考) 業績指標：96) 国民一人あたりの平均宿泊旅行回数(2回(平成18年度))		
36	みなと振興交付金の創設	○国の関与を縮減し、港湾管理者及び港湾所在市町村の裁量を大幅に拡大した「みなと振興交付金」を創設。 【予算要求額：500百万円】	○地域が自らの課題に柔軟に対応し、個性的で活力のある「みなと」づくりの促進 ○「みなと」の振興		
37	都市再生街区基本調査(土地活用促進調査)	○潜在的に高度な土地利用が可能であるにもかかわらず、境界情報の未整備が開発停滞の主要因となっているような地域において、街区外周の境界に関する基礎的な情報を調査 【予算要求額：6,000百万円】	○土地活用の具体化の推進 ○地域における地籍調査の進捗 (参考) 業績指標：112) 地籍が明確化された土地の面積(158千k㎡(平成21年度))	政策チェックアップ(実績評価方式)	政策チェックアップ(実績評価方式)

整理番号	政 策 (名称、目的等)	手 段	得ようとする効果	検証を行う 時期	効果の把握の方法
38	住宅の生産・供給システムにおける信頼確保	○住宅・建築物のストック情報等のデータベースの整備 ○建築士事務所・指定確認検査機関等の登録及び情報公開システムの構築 ○瑕疵担保責任履行確保のための検査体制等の整備等 【予算要求額：3,300百万円】	○住宅・建築物についての安全・安心の確保		
39	地理空間情報の高度な活用の推進（基盤地図情報整備）	○国、地方公共団体等、様々な整備主体が作成した大縮尺地図データを集約・シームレス化地理空間情報の基盤をなす基盤地図情報の効率的整備およびワンストップ提供 【予算要求額：3,600百万円】	○地図情報の重複整備の回避や地理空間情報の共有などの行政の効率化 ○交通、防災、環境、まちづくり、防犯など様々な行政分野でのサービスの高度化 ○コンテンツの発信サービスなどの新産業や新サービスの創出 ○迅速・的確な災害対応 ○ユニバーサル社会実現などによる国民生活の向上		
40	我が国建設業の国際展開の推進－官民連携によるインフラ整備	○海外建設市場対応人材育成の強化、相談体制の整備、海外建設市場等の調査、我が国建設業のプレゼンス強化のための取り組みを実施 ○インフラ不足の著しいアジア諸国等から強く要望されている官民協働型のインフラ整備方式による具体の案件形成を促進 【予算要求額：160百万円】	○国内依存度の高い産業構造の転換 ○海外インフラ整備の案件形成を促進し、建設業の海外市場への展開を推進		

(注) 1 国土交通省の「国土交通省の政策評価」を基に当省が作成した。
2 各欄の記載事項については、「政策評価審査表（事業評価(事前) 関係) の記載事項」を参照

政策評価審査表（事業評価（事前）関係）の記載事項

欄 名	記 載 事 項
「整理番号」欄	評価書の記載番号に基づき記入した。
「政策（名称、目的等）」欄	評価の対象とされた政策(規制) の名称、目的等を記入した。
「手段」欄	政策目的の実現のために具体的に講じる手段を記入した。
「得ようとする効果」欄	政策の実施(規制の設定又は改廃) により得ようとする政策効果を記入した。
「検証を行う時期」欄	事後に検証を予定している場合に、その検証を実施する時期を記入した。 ただし、規制に関する評価については、当該規制の導入から一定期間が経過した後に、当該規制がその時点での社会経済情勢に照らして最適であるか否かを判断する時期（レビューを行う時期）を記入した。
「効果の把握の方法」欄	事後の検証を予定している場合には、政策の実施後に実際に得られた効果をどのように把握・測定するのかを記入した。 ただし、規制に関する評価については、レビューを予定している場合に、当該規制がその時点での社会経済情勢に照らして最適であるか否かをどのように把握・測定するとしているかを記入した。